

福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト 体験プログラム提供事業者募集要領

1 目的

福井県(以下「県」といいます。)にふるさと納税として寄付した方(以下「寄付者」といいます。)へ謝意を表するとともに、福井県への来県を促し、交流人口を拡大するため、県内で行われる体験やバスツアー等の体験プログラムを提供する事業者を募集します。

2 募集する体験プログラム

(1) 体験プログラムの内容

以下の類型(A)～(D)に該当する体験プログラムを募集します。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 類型(A) | バスツアー等の旅行企画 |
| 類型(B) | アクティビティ、施設利用などの参加 ^{※1} |
| 類型(C) | お土産(地場産品)付きオンラインツアー |
| 類型(D) | 類型(A)、(B)に使用できる旅行補助券 ^{※2} |

※1 イベントへの参加を含む

※2 県内のツアー等に利用できるもののほか、県内施設における宿泊や食事に使用できるものを含む

これらの体験プログラムは平成31年4月1日付け総務省告示第179号の内容に沿った内容としてください。

本告示の概要は別紙1「ふるさと納税返礼品に関する基準」の通りです。

類型(A)、(B)は福井県内で体験できるプログラムまたは県内から発信するプログラムに限ります。

また、類型(D)は、福井県を訪れることによって体験できるプログラムに用途を限るほか、記名等により、本人以外の使用を制限し、第三者への譲渡、転売ができないようにしてください。(類型(B)において参加券を提供する場合も同様とします。)

また、類型(C)は、福井県の歴史や文化、自然等の魅力を、県内から発信・紹介する内容であることに加え、体験プログラム提供者等の県内居住者との「交流」が必ず含まれるものとします。

「交流」の例としては、質疑応答や要望に応える時間を設けるなど、双方向のコミュニケーションが図られていることが挙げられます。

なお、類型(C)における「お土産(地場産品)」は総務省告示を踏まえた上で、以下の項目をすべて満たすものとします。

- (ア) 県内で生産されており、本県のPRや観光振興に寄与する要素を有するものであること
- (イ) 当該オンラインツアーの中で紹介・使用するなど、ツアーの内容と相当程度、関連性のあるものであること
- (ウ) オンラインツアーへの参加を前提として提供するものであること
(必ず、参加日の日程調整を行ったうえで発送すること)
- (エ) 「お土産(地場産品)」が目的とならないように配慮されたものであること
(高価すぎないこと、豪華でないこと など)

(2) 利用期限

- ア 類型(B)において参加券を提供する場合または類型(D)を提供する場合については、原則として発行から1年以上の利用期限を設けるものとします。
- イ 類型(C)の「お土産(地場産品)」のうち食品については、発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有していることとします。ただし、生鮮食品等については、この限りではありませんが、体験プログラムの提供希望日等を寄付者に確認したうえで、調整等を行ってください。

(3) 体験プログラムの提供対象

- 体験プログラムの提供は、福井県外にお住まいの方からの寄付のみ対象とします。
(福井県内にお住まいの方からの寄付は対象外です。)

(4) 体験プログラムの提供等

県は、この要領に基づき事業者が取り扱う体験プログラムを決定した後、福井県外にお住まいの寄付者からの申込みがあり次第、その都度、各事業者に別紙5「体験プログラム提供依頼」により提供依頼を行います。県からの依頼に基づき、事業者は寄付者に体験プログラムを提供してください。

事業者は、県が提供を依頼した日から1週間以内に、寄付者に対して日程調整等の連絡をしてください。

また、体験プログラム参加券等を発送する際には、県で作成した別途提供する「添え状」を同封してください。

なお、ふるさと納税募集は原則2月末日までとしますので、その後、3月末日までに寄付者に対する体験プログラムの提供を終えてください。

最少催行人数を設定する場合、旅行業者の定める期日までに、募集定員を充足した時はその旨を福井県に報告し、県は当該旅行の募集を停止します。

最少催行人数に達しなかった場合は、旅行を中止することとし、速やかにその旨を福井県に報告してください。

(5) 体験プログラム参加券等の再発送

体験プログラム参加券等を発送する場合、紛失その他寄付者の都合による再発送の希望があったときは、原則として再発送には応じないでください(再発送に応じた場合、福井県はその費用をお支払いしませんのでご注意ください。)

なお、宛先不在等により、返送されることが無いよう、県からの提供依頼後、Eメール等により、

寄付者に発送先の確認をしてください。

(6) 体験プログラム提供実績報告

事業者は、体験プログラムの提供が完了した後、送付月の翌月 10 日までに別紙6「提供実績報告書(契約書様式第 1 号)」を県に提出してください。別紙6を県が収受、履行確認した後、県の連絡を受けて請求書(任意様式)を提出してください。

なお、類型(B)において参加券を提供する場合または類型(D)を提供する場合については、送達記録のわかる資料を添付してください。

(7) 体験プログラムに対する県支払額

県からの依頼に基づき提供した体験プログラムの代金として、提供した数量に契約単価を乗じた金額を支払います。

なお、県支払額(体験プログラムの価格)は、寄付額の3割以内となっていますので、寄付者から県に対する寄付の金額は県支払額の10/3以上となります。

(算定例)

体験参加券 県支払額 3,000 円 → 寄付金額 10,000 円以上

宿泊施設利用 県支払額 30,000 円 → 寄付金額 100,000 円以上

(注) 県支払額は、消費税を含む金額です。

※送料等が発生する場合は、別途ご相談ください。

送付物がある場合は簡易書留や宅配便等の送達記録が残る方法を設定してください。

なお、商品の瑕疵等による寄付者からの申出に基づき、商品の回収、再発送等を行った場合に要する費用は、事業者において負担してください。

3 プロジェクトの流れ

プロジェクトに関する事務の流れについては別紙2の「プロジェクトの流れ」の通りです。

4 体験プログラムの募集・広報

県が契約した寄付募集サイトや県が作成・配布するPRちらし等を通して、事業者及び体験プログラムをPRします。

(注)WEBページの掲載内容については、県が作成後、事前に事業者を確認します。

また、各事業者は任意により各種媒体を活用して、以下の(ア)～(ウ)により旅行の募集・広報を行ってください。

(ア) パンフレット・チラシ等

- ・店頭で配架されるパンフレット等
- ・会員へのDM等や会員誌等

- ・新聞折込等不特定多数の消費者に配布されるチラシ等
- (イ) W e b 等による告知
 - ・自社サイトにより告知・募集が可能であるもの
 - ・各社会員へのメールマガジン等による告知
- (ウ) その他
 - ・各種メディア（新聞、テレビ、ラジオ等）による告知
 - ・自社メディア（店舗内告知、交通広等）

5 個人情報保護等

事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添8「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。

(注) 寄付者の個人情報は、体験プログラムの提供以外の目的に使用することはできません。

また、体験プログラムの提供に係る事故、トラブル等に関しては、適正に処理をするとともに、県の指示に従うものとします。

6 参加資格

申込ができる者は、次に掲げる資格を満たしている法人または団体とします。

- ア 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- イ 参加資格認定の日において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ウ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- エ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条の規定によるもの)でないこと。

カ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

7 申込方法

別紙3「福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加申込書」に必要事項を記入し、提出資料で示す体験プログラム内容がわかる資料を添付の上、福井県未来創造部定住促進課へ電子メールまたは郵送で送付してください。

○提出物

別紙3「福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加申込書」

以下の(1)～(5)の資料を添付してください。

- (1) 過去3か月の事業実績(任意形式) (「1 参加区分」が「新規」の場合のみ)
- (2) 事業を行う上で必要となる許可証等の写し (同上)
- (3) ホームページ掲載用PR画像
- (4) 通常価格及び商品の内容のわかる資料(価格表、パンフレット等)
 類型(D) (類型(A)に使用できる旅行補助券)を提供したい場合は、その紙面案
- (5) 所定添付資料
 - ・別紙1 体験プログラム内容
 ※提供したい体験プログラムごとに作成して添付してください。
 - ・別紙2 業務実施体制調書(「1 参加区分」が「新規」の場合のみ)
 - ・別紙3 誓約書(同上)
 - ・別紙4 県税の納税状況の確認について(同上)

8 申込期間

随時受付を行っています。

9 事業者の決定方法等

(1) 参加決定について

県は、事業者から提出された書類を審査の上、特段の問題がなければ、事業者及び対象となる体験プログラムを決定し、その結果を別紙4「参加決定書」により当該申込事業者に通知します。

なお、体験プログラムの提供が適切に実施されない恐れがあると認められる場合は、参加をお断りします。

【評価基準】

以下の評価項目により、審査を行います。

- ① 企画内容
- ② 実現可能性
- ③ 実施能力
- ④ 運営および実施体制等

(2) 契約について

決定した体験プログラムの提供単価について、「単価契約書」により契約を交わします。

県からの依頼に基づき提供した体験プログラムの代金として、提供した数量に契約単価を乗じた金額を支払います。

なお、同時に複数の体験プログラムの提案があった場合は、1つの契約書内で複数の単価を定めますので、省力化のため、複数の体験プログラムのご提案を予定される場合は、集約してご提案ください。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

- ① 契約候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、業務の履行が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

(3) 体験プログラムの変更・廃止について

体験プログラムの変更・廃止を行いたい場合は、原則として、その1か月前までに別紙7「変更(廃止)申請書」に必要事項を記入し、変更または廃止したい体験プログラムの内容がわかる資料を添付の上、福井県未来創造部定住促進課へ電子メールまたは郵送で送付してください。県は、その内容を審査の上、特段の問題がなければ、当該体験プログラムを変更・廃止し、その結果を通知します。

ただし、県が体験プログラムの変更・廃止を決定するまでの間に、寄付者からの申込を受けた体験プログラムについては、従前どおり提供し、利用できるよう必要な措置を講じてください。なお、別紙7の提出がない限り、当該年度中は事業者及び体験プログラムの登録が継続されます。

(4) 体験プログラムの追加について

体験プログラムの追加を行いたい場合は、別紙3「福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加申込書」を改めて提出してください。

10 留意事項

- (1) 体験プログラムの提供に当たって、事業者は安定的な供給及び品質の管理を行うとともに、寄付者からの問合せに対応するものとします。
- (2) 天災等の理由により、体験プログラムの提供ができない場合などは、事業者の責任において、

代替の体験プログラムの提供などの対応をするものとします。

- (3) 体験プログラムに関する苦情や事故があった場合は、経過及び対応について速やかに県へ書面により報告し、指示に従うものとします。
- (4) 事業者及び体験プログラムの内容が相応しくないと、県が判断した場合は、事業者及び体験プログラムとしての決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。
- (5) 国による法改正等の影響により、体験プログラムの内容が適格性を失った場合は、県と事業者の協議の上、体験プログラムとしての決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

11 申込・問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県未来創造部定住促進課
電話:0776-20-0665
電子メール:furusatokouken@pref.fukui.lg.jp

別紙1

ふるさと納税返礼品に関する基準

ふるさと納税に対する返礼品の提供にあたっては、以下の基準に留意する必要があります。

基準1 ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品は感謝の意を示すものですので、返礼品を目的とした過度な宣伝を行わないようにしてください。

- ・紹介者に利益供与して募集を行わないこと
- ・返礼品を強調した宣伝広告を行わないこと
- ・適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと
- ・自団体住民に返礼品等を提供しないこと(福井県民に対して返礼品を提供しない)

基準2 返礼品は返礼割合3割以下とすること

返礼品の返礼割合が3割以下となっている必要があります。

返礼割合とは、返礼品の調達価格(県の支払額)を寄付金額で除した値のことを指します。
(調達価格:福井県が支払う返礼品の代金(消費税込み))

例 返礼品の価格 3千円 ÷ 寄付金額 1万円 = 3割

※別途、送料等の経費が必要な場合は福井県にご相談ください。

基準3 返礼品は地場産品とすること

返礼品は地場産品である必要があります。

地場産品と認められるには、以下のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 区域内において生産されたもの
- ・ 区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- ・ 区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの
- ・ 区域内において生産されたものであり、近隣他自治体の区域内において生産されたものと混在したもの
- ・ 広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの
- ・ 返礼品等とこの返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するもの
- ・ 区域内において提供される役務その他これに準ずるもの 等

その他、総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」※に掲載されている「ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての総務大臣通知」(平成30年4月1日)等をご参照ください。

※総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」URL

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/#ac03

プロジェクトの流れ

【事業者の業務内容】

- (1)体験プログラムの企画
- (2)体験プログラムの募集・広報
- (3)体験プログラムの提供

【事業者・体験プロジェクト決定手続き】

| 事業者 | 福井県 |
|---------------------|----------------------|
| ①体験プログラムの企画 | |
| ①別紙3および添付資料の提出 | ②審査 |
| | ③決定通知、見積書提出依頼 |
| ④見積書提出 | ⑤契約締結 |
| | ⑥体験プログラムのWEB掲載案作成・共有 |
| ⑦WEB掲載案の内容確認 | ⑧WEB掲載、寄付募集開始 |
| ⑨各種広報(店頭チラシ、HP 掲載等) | |

【体験プロジェクト提供手続き】

| 事業者 | 福井県 | 寄付者 |
|--------------|--------------|---------------|
| | | ①寄付・体験プログラム申込 |
| | ②体験プログラム提供依頼 | |
| ③寄付者にプログラム提供 | | ④プログラム参加(受取) |
| ⑤提供実績報告 | ⑥提供実績履行確認、連絡 | |
| ⑦請求書提出 | ⑧代金支払い | |

福井県知事 様

所 在 地

企 業・団 体 名

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加申込書

福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト体験プログラム提供事業者募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

申込内容

| | |
|--------|---|
| 1 参加区分 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 |
| 2 申込件数 | 件（各体験プログラム内容は別紙1のとおり） |

添付資料

- (1) 過去3か月の事業実績（任意形式）（「1 参加区分」が「新規」の場合のみ）
- (2) 事業を行う上で必要となる許可証等の写し（同上）
- (3) ホームページ掲載用PR画像
- (4) 通常価格及び商品の内容のわかる資料（価格表、パンフレット等）
 類型(D)（類型(A)に使用できる旅行補助券）を提供したい場合は、その紙面案
- (5) 所定添付資料
 - ・別紙1 体験プログラム内容（提供したい体験プログラムごとに作成）
 - ・別紙2 業務実施体制調書（「1 参加区分」が「新規」の場合のみ）
 - ・別紙3 誓約書（同上）
 - ・別紙4 県税の納税状況の確認について（同上）

【発行責任者】

氏 名 :

連絡先 :

【担当者】

氏 名 :

連絡先 :

別紙3添付資料

別紙 1

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加申込書
体験プログラム内容

| | |
|--------------------------|---|
| 1 番号 | |
| 2 類型 | <input type="checkbox"/> 類型 (A) <input type="checkbox"/> 類型 (B) <input type="checkbox"/> 類型 (C) <input type="checkbox"/> 類型 (D) |
| 3 体験プログラム名称 | |
| 4 プログラムの内容 (行程等) | |
| 5 提供する体験価値 | |
| 6 提供日 | 令和 年 月 日 |
| 7 寄付募集希望期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 ^{※1} |
| 8 参加見込人数 | 人 (その他、当プログラムの一般販売による人数 人) |
| 9 単価 (契約単価) | 円 |
| 10 代金 (見込) ^{※2} | 円 |

※1 寄付募集希望期間の終期は原則2月末とし、3月末までの間に提供を終えるものとする。

※2 「8 参加見込人数」に「9 単価 (契約単価)」を乗じたもの

業務実施体制調書

| 分類 | 氏名・年齢 (実務経験年数) | 所属・役職 | 連絡先 |
|-------|-------------------|-------|---------------------|
| 業務責任者 | (年) | | 【電話番号】 【メール】 |
| 担当責任者 | (年) | | 【電話番号】 【メール】 |
| 担当者 | (年) | | 【電話番号】 【メール】 |

福井県との連絡窓口

| 氏名 | 連絡先 |
|----|---------------------|
| | 【電話番号】 【メール】 |

※ 上表と重複して記入する場合も記入すること

誓約書

福井県知事様

所在地 〒

応募者名称

代表者 役職・氏名

印

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクトの参加申込みに当たり、下記をすべて満たしていることを誓約します。

記

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- キ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

県税の納税状況の確認について

私は、ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクトへの参加を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県未来創造部定住促進課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

[フリガナ]
氏名（名称）

福井県知事 様

* 納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施するふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

- 滞納なし 滞納あり
- 徴収猶予あり

受付印欄

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

令和 年 月 日

様

福井県知事 杉本 達治

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト参加決定書

福井県ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト体験プログラム提供事業者募集要領に基づき、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

体験プログラム

| | 体験プログラム名称 | 単価(税込み) | 決定区分 |
|---|-----------|---------|--------|
| 1 | | 円 | 承認・不承認 |
| 2 | | 円 | 承認・不承認 |

令和 年 月 日

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト
体験プログラム提供依頼

様

福井県未来創造部定住促進課

下表のとおり、寄付申込がありましたので、寄付者に旅行の提供をお願いします。

○寄付の内容

| | |
|---------------|--|
| 寄付実行日 | |
| 寄付額 | |
| 体験プログラム 名称 | |
| 件数 | |

○寄付者情報

整理番号：

| | |
|---------|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

別紙6

様式第1号

令和 年 月 日

福井県知事 様

所在地
企業・団体名
代表者役職・氏名

体験プログラム提供実績報告書

下記のとおり体験プログラムの提供実績を報告します。

記

1 概要

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 体験プログラム名称 | |
| 2 提供日 | 令和 年 月 日 |
| 3 実績 | 人 (その他、当プログラムの一般販売による人数 人) |
| 4 単価(税込) | 円 |
| 5 代金* | 円 |

※ 「3 実績」に「4 単価(税込)」を乗じたもの

別添 参加者名簿ほか体験プログラムの提供を証する書類

【発行責任者】

氏名:

連絡先:

【担当者】

氏名:

連絡先:

別紙7

様式第2号

令和 年 月 日

福井県知事 様

所 在 地

企 業・団 体 名

代表者役職・氏名

ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト

体験プログラム変更(廃止)申請書

下記の体験プログラムについて、変更(廃止)を申請します。

記

| | |
|-----------|--|
| 体験プログラム名称 | |
|-----------|--|

| | |
|-------------------|----------|
| 変更(廃止)年月日 | 令和 年 月 日 |
| (変更の場合) 変更の内容※ | |
| 変更(廃止)理由 | |

※廃止の場合は記入不要

【発行責任者】

氏 名 :

連絡先 :

【担当者】

氏 名 :

連絡先 :

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（調査等の実施）

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

（事故報告）

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（定期報告）

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。